

【所属名：総務部 財政課】

【会議名：令和7年度第3回入札監視委員会】

会 議 録

作成日 令和8年1月30日

日	令和8年1月19日	時間	13:30~16:00	場所	市役所2階 201.202 会議室
件名	(議題) 発注状況について 抽出案件の審議について				
出席者	【委員】 沢田克己(委員長)、保科正晴、小村 隆、高橋 登 【事務局】 総務部 嶋田部長 財政課 塚田課長、小杉課長補佐、佐藤検査監、井伊係長、渡邊主事 【担当課】 都市政策課 伊井課長補佐、高畑係長 こども課 能登係長 建設課 古平課長補佐 ガス水道局 青木係長、鍋島係長 健康増進課 伊藤課長補佐、満城主査 青海事務所 古市次長				
	傍聴者定員		一人	傍聴者数	5人

会議要旨

1 開 会	
事務局	・池田委員に関しては、都合がつかないということで欠席のご連絡をいただいている。ただし委員の半数以上が出席しているため、糸魚川市入札監視委員会条例に基づく委員会成立要件を満たしており会議は成立している。
2 部長あいさつ	
3 報 告	
事務局	・資料ナンバー1の建設工事の発注状況について、昨年同時期と比較して、件数で74.9%、予定価格で81.7%、契約額で81.0%となっている。昨年に比べてだいぶ件数、契約額はともに減少をしている。1件あたり契約額では、昨年が約1,310万円で、本年が約1,420万円となっており、1,100万円の増額になっている。 ・件数、契約額が減少した要因の1つとして、入札の対象となる金額が130万円を超えるものから、200万円を超えるものとなったことだと推察している。 ・資料ナンバー2について、建設コンサル等の発注状況について昨年同時期と比較して、件数で64.1%、予定価格で56.8%、契約額で58.8%となっている。昨年に比べてだいぶ件数、契約額はともに減少をしている。1件あたり契約額では、昨年が約898万円で、本年が約824万円となっており、約70万円の減額となっている。落札率について昨年同時期は単純平均で76.4%であり、本年は単純平均で79.3%となっており若干上がっているという状況である。

- ・資料ナンバー3について令和7年7月1日から10月31日までの契約状況を示している。工事では、昨年同時期と比較して、件数で34件減少の69.9%、予定価格で73.7%、契約額で71.8%となっている。1件あたり契約額では、昨年が約1,320万円で、本年が約1,356万円となっており、36万円の増額となっている。
- ・建設コンサルタント業務では、昨年同時期と比較して、件数で73.1%、予定価格で66.1%、契約額で61.7%となっている。1件あたり契約額では、昨年在約910万円で、本年が約770万円となっており、140万円の減額となっている。
- ・資料ナンバー4について建設コンサルタント業務の随意契約と制限付き一般競争入札の落札率の分布を示した資料となっている。こちらについては平均落札率が昨年度80.5%であったところ82.9%となっており若干落札率が上がっている状況となっている。
- ・資料ナンバー5について7月1日から10月31日の間に建設工事、建設コンサルタント等業務委託にかかる中止、不調、不落随契案件を示した資料となっている。中止が2件、不調が6件となっている。
- ・昨年は中止5件のところ今年は2件となっている。不調については昨年12件のところ今年は6件となっている。昨年の不調の12件の中には旧東北電力ビル等解体工事の3件が含まれている。
- 委員事務局
 - ・今年度の中止2件の理由は何か。
 - ・入札公告した後に、積算の誤りが判明し、入札前に中止した案件となっている。

4 審 議

- 委員
 - ・今回の審議案件について令和7年7月から令和7年10月までの発注案件の中から、小村委員から選んでいただいた。案件の審議は1件ずつ行う。事務局の概要説明の後、委員から意見、質問をいただく形で進めていきたい。

【No.1】

- 事務局
 - ・【工事概要、入札状況を説明】・抽出理由は、跡地利用の問題もあり不調の度に報道される注目案件であること、通算6度の入札が行われたが、いずれも不調に終わり、市は、検討した結果、7回目は一般競争入札を行わず見積もり合わせによる随意契約（随契）で事業者を選定することに決め、2億5,000万円を予算計上したところ、先日、糸魚川市の谷村建設と猪又建設でつくる共同企業が2億4,420万円（税込み）で仮契約したこと、12月議会で審議されたことから、入札参加資格の設定の経緯並びに随意契約を行った理由について審議する（条例第2条2項）必要があるためということである。
- 事務局
 - ・【過去の入札についても工事概要、入札状況を説明】
 - ・7回目に関しては、見積り合わせによる随意契約で締結している。
 - ・随意契約を選んだ理由は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適さないとき）に基づいている。本工事については、施工上の経験、知識を特に必要とし、現場の状況等に精通した者に施工させる必要

があることから、建築、解体の施工実績が豊富で技術力も高い事業者に限られるため性質又は目的が競争入札に適さないと考えた。

・また資料の10ページ以降に関して1回目から6回目の入札参加者については具体的な業者名は記載せず表記している。理由として当市は今まで不調となった案件に関して入札参加者の名称は公表していないためである。

- 委員
- ・補足の抽出理由の説明で1点目として工期が2年遅れてしまっていること。
 - ・金額に関して5回目まで約1億1,800万円で応札している業者がいるので設計額と応札額の差額が増えてしまっている。どこかで工夫できなかったのか、なぜ増額になったのか理由を教えてください。
 - ・また委員からの事前質問で「6回目の入札から、旧東北電力糸魚川営業所に加え、旧宮田ビルの解体が加わっている。旧宮田ビルの解体を加えた理由を説明してほしい。」とある。私も同じ疑問を持っておりこの点についても教えてください。
- 事務局
- ・旧宮田ビルの解体を加えた理由については2棟の建物の老朽化も進んでおり、地域住民の皆様から不安の声をいただいていた。そこで同時に2棟解体することで騒音、振動などの周辺住民の負担軽減などのメリットがあると考え旧宮田ビルの解体を加えた。
- 委員
- ・2棟同時に発注することの合理性については理解できた。
 - ・しかし金額の点で旧東北電力ビルについて5回目まで予定価格が税抜きで約8,700万程度だったところ6回目では、旧東北電力ビルが全体の6割で計算すると予定価格が税抜きで約1億3,000万程度になり増額になっている。なぜ増額になっているのか聞きたい。
- 事務局
- ・2棟同時に解体になったことで設計内容を大きく見直す必要があり、その中でこの予定価格になった。
- 委員
- ・2棟同時に実施するので諸経費が削減になることは理解できるが、実際は予定価格が増えている。増額の理由がやはりわからない。
- 事務局
- ・旧宮田ビルについては古い建物で設計書等がなく設計施工一括方式で発注している部分もある。
- 委員
- ・1回目から5回目まで設計額と応札額について差があまりにも大きすぎるように感じる。何が違ったのかなどはわかるか。
- 事務局
- ・設計についてはその都度見積を取り直し、補足する形で見直しはしていた。
- 委員
- ・解体工事でよくアスベストが後から見付き増額になるケースがあるが本件は業者がアスベストについて理解していたのか。
- 事務局
- ・旧東北電力ビルについては事前に調査しアスベストの箇所を示して入札を行っていた。旧宮田ビルに関しては設計がまだなされていないため、分かる範囲でアスベストの危険性が高いところを示して入札を行った。
- 委員
- ・設計の中身というよりは5回も同じような予定価格で入札を繰り返さず何か工夫ができなかったのかと思う。
- 委員
- ・3回目でB者が1億2,500万で応札している時点でA者の応札額が高くないことが認識できたと思う。3回目の後に業者にヒアリングはできなかったのか。

- 事務局 ・ヒアリングについては6回目の入札実施後に応札者に考え方などをヒアリング
させていただいた。
- 委員 ・予定価格は事後公表ではないのか。
- 事務局 ・当市の運用として契約に至らなかった案件については予定価格、最低制限価格
を公表していない。
- 委員 ・その理由は何か。
- 事務局 ・契約に至らなかった案件は入札が継続しているので入札に影響がないように非
公表としている。
- 委員 ・別の質問になるが2億5,000万という予算金額は7回目の入札の前に公表され
ているのか。
- 事務局 ・令和7年6月議会において予算が議決されており、6回目の前には公表されて
いる。
- 委員 ・業者はその予算を知ることができるのか。
- 事務局 ・予算自体は市議会で公表されておりどなたでも知ることができる。
- 委員 ・令和6年度の5回の入札は予算額に縛られていたのではないかと推察する。
5回も入札を実施せずに次年度まで待つことや補正予算をあげるなど工夫で
きなかったのかとってしまう。
- 事務局 ・委員の皆様のご指摘のとおりである。
・1回目から5回目まで予定価格については時点修正という形で物価や人件費の
上昇も考慮して再度参考見積をとるなかで変更はしていた。しかし応札額と乖
離があるという状態だった。
・ヒアリングのタイミングについてご質問があったが、1回目から5回目まで不
調となり入札契約担当課としても悩んでいる中で、ちょうど国・県の公共工事
を担当されている方と3者で意見交換をする場があった。その際、複数回、入
札不調が続くケースについて、対応方法を情報交換した。それまでは、ヒアリ
ングを行っていない中で設計額と応札額の中身の相違点についてどこまで、ど
のように調査してよいものか対応策を見出せずにいたが、国・県の対応方法を
参考に7回目に至る前にヒアリングを実施したという経過がある。
・補正予算の話があったが、予算の増額については、明確な根拠が見出せなかつ
たので補正要求できなかった。
・今後は、このように何度も入札を実施することがないように、対応に努めていき
たい。
- 委員 ・この解体工事の発注元を教育委員会ではなく解体工事を多く扱っている市長部
局で発注するということはできなかったのか。
- 事務局 ・解体のみであれば市長部局のほうがスムーズであったかと思う。
・しかし、駅北大火からの復興を目的とする施設建設という一連の事業の中の解
体であるため、教育委員会が発注元となっている。
- 委員 ・確認であるが、教育委員会のみでなく他の課も含めて検討してきたのか。
- 事務局 ・教育委員会のみでなく都市政策課、財政課の3課で協議を進めてきた。
- 委員 ・23 ページの随意契約の根拠法令「性質又は目的が競争入札に適さないとき」

にはなぜ該当するのか。

- 事務局 ・今回の案件については1回から6回目まで入札で契約が至らなかったため検討した結果競争性のある見積合わせによる随意契約という方法をとった。
- ・6回目まで市としても一般競争入札にこだわってきた。7回目に至るにあたっては、解体する建物が隣接する建物との隙間がかなり狭くなっているなど現場の厳しい状況を理解のうえ、安全で速やかに対応できる、実績や経験のある業者を選びたいという気持ちがあり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し見積合わせという形をとった。
- 委員 ・委員の事前質問に関して「7回目の契約（随契）において契約の相手方を選定した理由に「解体の施工実績が豊富で」とある（p.23）が、受注者の施工実績を確認したい。（参加条件 p.25 では10年間に200m²以上の実績が1件あれば良いことになっており、この条件を最低限でクリアした場合は施工実績が豊富とは言えないため）」と記載があるが私も同意見であるためお聞きしたい。
- 事務局 ・指名業者の選定理由として入札参加資格者名簿の解体工事に登録されている他に条件として過去10年間に非木造建築物の解体工事の履行実績がある者又は入札参加資格者名簿の建築一式Aランクとしている。契約の相手方の選定にあたり、解体工事の登録、建築一式Aランクに該当しているため受注者の施工実績は確認していない。
- 委員 ・建物が隣接しているということもあり自信がなければ業者は応札しないと思われる。随意契約でなければならない理由に関しては疑問に思う部分がある。

【No.2】

- 事務局 ・【工事概要、入札状況を説明】抽出理由は、仕様書方式の事案であり、応札者5者のうち4者が辞退したが工事内容からは辞退する事情が不明であり、落札率が98.6%と高いためということである。
- 委員 ・工事内容は空調設備更新工事で古いものを撤去して新調するという単純な工事ではないのかと思う。辞退とはどの時点なのか。
- 事務局 ・入札への参加申請はしたが札入れは辞退したということである。
- 委員 ・辞退の理由は何か。
- 事務局 ・一部業者に聞いたところ他の案件と重なってしまったので辞退したということだった。
- 委員 ・健康づくりセンターはもともとC者が施工しているのか。
- 事務局 ・機械設備はC者が施工している。
- 委員 ・設備を設置している業者がまた更新を行うのは合理的ではあるが、市内業者に声がけをしたかなど疑ってしまう部分はある。
- 事務局 ・委員からの事前質問で「過去に同様の発注が行われていた場合、その際入札結果はどうだったのかが知りたい。」といただいているので回答する。
今年一件空調設備更新工事があり4者応札があり2者辞退という案件があった。

【No. 3】

事務局 ・【工事概要、入札状況を説明】 抽出理由は、予定価格が税込みで1億円を超える高額案件であるところ、応札者は1者であり、再入札事案であり、落札率が98.0%と高いため。なお、同施設更新工事の機械工事（第7-81号）は、再入札でも応札者がなかったためである。

委員 ・D者がもともと設備を設置したのか。

事務局 ・設備一式はE者が施工している。

【No. 4-1】

事務局 ・【工事概要、入札状況を説明】 抽出理由は、応札者7者のうち、5者が失格したところ、本工事は最低制限価格を予定価格の約90.3%に設定しないと履行確保ができない工事であるのか疑問であるためである。

委員 ・失格者が多い。設計額が高すぎたということはないか。

事務局 ・市では単価改定を年2回実施しており、単価改定後の最初の入札であった。また材料費高騰などもあったのでそういったことが関係しているかと推測する。

委員 ・No. 4-1とNo. 4-2で発注時期は違うのか。

事務局 ・発注時期はかなり近い。

委員 ・入札に関しては、安ければいいというわけではないが品質が担保できるのであれば安いほうがいいと考える。

委員 ・入札資格の条件ありとして選定しているのに最低制限価格を予定価格の約90.3%に設定しなければ履行確保ができない理由がわからない。

事務局 ・最低制限価格については公契連モデルに基づいて算出している。案件ごとに率を決めて最低制限価格を設定しているわけではなく一律で計算式に基づいて算出している。

委員 ・最低制限価格の設定範囲は予定価格の75%から92%内という幅があると思う。なぜ今回は上限に近い90.3%で設定しているのか。

事務局 ・設計額に対して公契連モデルに基づき決まった率をかけ、算出すると予定価格の90.3%という値になったので設定した。

補足：建設工事の算定式は下記参照

(直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費等×0.68)

委員 ・ガス水道管布設替工事のみの最低制限価格の算定式があるのか。最低制限価格を設定幅の下限に近く設定できないのか。

事務局 ・ガス水道管のみの算定式ではなく建設工事は一律の算定式である。

・最低制限価格の算定式は直接工事費×0.97のため、直接工事費の割合が高ければ最低制限価格の設定幅の上限に近くなってしまう。

委員 ・直接工事費の割合が高ければ最低制限価格の設定幅の上限に近くなり失格者が増えてしまうのはやむを得ないのか。そもそも最低制限価格の設定は安く作りすぎて履行確保ができなくなることを防ぐことが主な理由だと考える。

失格者の過去の実績を考えても履行できないことは考えにくい。何か工夫はで

きないのか。

- 事務局
- ・最低制限価格の計算は公契連モデルに基づいている。公契連モデルの直接工事費の割合が高い理由は明確にはわからないが、例えば適正な価格設定でないと下請け業者などへしわ寄せがいくことが起こり得るものと推察する。
 - ・しかし今回の案件で失格者が応札金額で施工できないということは委員の皆様のお考えのとおり考えにくいかと思う。
 - ・悩ましいところであるが、業者の安定経営、工事の品質が担保される適正価格と最低入札額での工事発注について、研究していきたい。
- 委員
- ・今回の案件ではガスと水道を同時に発注している。レアなケースだと感じる。なぜならガスと水道で耐用年数や布設時期が違うからである。こちらは本当にタイミングがあっているのか。
- 事務局
- ・当市においてガス水道管は同時に埋設している。布設年度が同じところも多い。耐用年数がずれていたとしても、同時に入替できるメリットが大きいので先行投資になる場合もあるが同時に行っている。

【No. 4-2】

- 事務局
- ・【工事概要、入札状況を説明】抽出理由は、失格者がおり最低制限価格を予定価格の約 90.3%に設定しないと履行確保ができない工事であるのか疑問であるためである。なお建補第 5 号 (No.5) で落札できなかった業者と この 2 件で 2 回とも失格となった業者はこれまでの落札実績から履行確保に問題があるとは認められないからである。
- 委員
- ・失格した業者が履行できるのではとってしまう。水道管橋とは何か。
- 事務局
- ・橋に水道管が添架しているものである。
- 事務局
- ・委員長のご指摘のとおり失格した業者の実績を考慮するとしっかりと施工がなされる可能性が高いと推測する。しかし最低制限価格の設定の計算式を定めているためこのような結果となっている。先ほども述べたが、品質を確保した工事の実施と、業者の過度な経営負担とならない価格を両立するため、最低制限価格の設定方法など入札のあり方を研究していきたい。

【No. 5】

- 事務局
- ・【工事概要、入札状況を説明】抽出理由は、応札者 2 者のうち、1 者は低入札調査基準価格の約 101% (予定価格の約 93.2%)、もう 1 者は予定価格の約 52.2%と極めて低額であったが、後者が落札したためである。なお市道八久保中脇線防護柵修繕工事 (No.6) では失格基準価格が設定されている。
- 事務局
- ・こちらの案件は落札候補者の入札金額が調査基準価格を下回っているため、低入札価格調査実施要綱第 4 条に基づき、落札候補者に内訳書の提出を求め、事業意欲、施工体制の確保、機器の誤りがないかについてヒアリングを行っている。提出された内訳書と当市で設定した予定価格との比較を行った結果及びヒアリング内容を踏まえ、応札金額での履行は可能と判断し、落札者を決定した。
 - ・また失格基準価格の設定について説明する。総合評価方式で入札を行う案件においては、失格基準価格を設けている。よって失格基準価格を下回ると失格となる。仕様書発注方式においては応札者の創意工夫を生かした施工方法を効果

的に取り入れるため失格基準価格を設けていない。調査基準価格を下回った場合においては調査を行い履行可能かどうか確認し落札者を決定している。

委員 ・自動火災報知設備に関して設備自体は設計したものや落札できなかった業者のものや落札した業者のものは別のものなのか。

事務局 ・こちらの施設は建設から24年たっており初めての更新であった。四半世紀たっており全く同じ機器をいれることはできないので同等品という形で発注した。

委員 ・落札者は同等品を安く仕入れることができ、低い金額で応札できたということか。

事務局 ・落札者の機器について品番を確認し同等品であり、従前の機能を損なっていないことを確認した。

委員 ・今回の落札者について今後のメンテナンスや修繕を期待して低めに入札したのか。

事務局 ・把握していない。今後のメンテナンスの期待はあるが聞いてはいない。

【No.6】

事務局 ・【工事概要、入札状況を説明】抽出理由は、総合評価方式の案件であり、応札者4者のうち、低入札調査基準価格の約96.8%で応札した業者が落札できなかったためである

事務局 ・総合評価方式について補足説明をする。総合評価方式では低入札調査基準価格を下回った場合、評価値から減点が行われる。減点数の算定式は、(調査基準価格-入札金額)×(30÷(調査基準価格-失格基準価格))である。

委員 ・金額が低く、技術評価点が高い業者が減点される理由がよくわからない。減点について詳しく教えてほしい。

事務局 ・こちら総合評価方式であり適切な価格で施工してもらう必要があるため調査基準価格を設定しており、下回ると減点となる。

・総合評価方式の算定の問題点について委員のご指摘のとおりであり、今後やり方について研究していきたい。

事務局 ・総合評価方式については新潟県のやり方を参考にしている。国でも多様な入札方式ということで金額だけではなく、総合的に判断する入札を推奨している。総合評価方式に関しては国、県のアドバイザーに相談させていただきやり方を改善していきたい。

委員 ・調査基準価格は下回ると調査して合格であれば落札決定するという価格であると思う。減点するというのは制度として趣旨が違うのではと思う。

【No.7】

事務局 ・【工事概要、入札状況を説明】抽出理由は、応札者7者のうち、同額が3者と2者であり、低額だった2者のくじ引きにより落札が決まったためである。

委員 ・ガスパ布設替え工事はそれほど複雑ではないということかと思う。
算出が簡単なのではないかと考える。

【No.8】

事務局 ・【工事概要、入札状況を説明】抽出理由は、比較的高額な案件であり、実施設計

業者1者の見積りによるものであり、1回目は不調となり、2回目は予定価格と同額で落札されたためである。

委員 ・見積依頼を1者にした理由か何か。

事務局 ・施設の内情がわかる、実施設計をおこなっている業者のみで見積依頼をしている。

【その他】

事務局 ・委員の皆様の任期については令和8年5月までとなる。また新しい任期が始まる形になるので委員の選任についてご意見等いただければと思う。

【終了】